

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6 月26日

【会社名】 株式会社日伝

【英訳名】 NICHIDEN Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 家 利 一

【本店の所在の場所】 大阪市中央区上本町西一丁目 2 番16号

【電話番号】 (06)7637 - 7000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 檜 垣 泰 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区上本町西一丁目 2 番16号

【電話番号】 (06)7637 - 7000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 檜 垣 泰 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社日伝 東京支店
(東京都台東区台東四丁目19番18号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当40円

総額1,256,139,440円

ロ 効力発生日

平成30年6月25日

2. 剰余金の処分にに関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

西木利彦、福家利一、榊原恭平、酒井義之、岡本賢一、寒川睦志、檜垣泰雄、佐々木一、森田淳二及び小山章松を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

吉田富一、古田清和、川上勝及び寺嶋康子を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合(%))
第1号議案 剰余金の処分の件	283,114	6,339	0	(注)1	可決 (97.73)
第2号議案 定款一部変更の件	289,046	407	0	(注)2	可決 (99.78)
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)10名選任の件					
西木利彦	287,366	2,087	0	(注)3	可決 (99.20)
福家利一	287,504	1,949	0		可決 (99.25)
榊原恭平	288,589	864	0		可決 (99.62)
酒井義之	289,037	416	0		可決 (99.77)
岡本賢一	289,037	416	0		可決 (99.77)
寒川睦志	289,037	416	0		可決 (99.77)
檜垣泰雄	289,037	416	0		可決 (99.77)
佐々木一	289,122	331	0		可決 (99.80)
森田淳二	289,122	331	0		可決 (99.80)
小山章松	286,231	3,222	0		可決 (99.81)
第4号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					
吉田富一	288,425	1,028	0	(注)3	可決 (99.56)
古田清和	282,139	7,314	0		可決 (99.39)
川上勝	289,190	263	0		可決 (99.83)
寺嶋康子	289,196	257	0		可決 (99.83)
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬等の額 設定の件	289,250	203	0	(注)1	可決 (99.85)
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額 設定の件	289,272	181	0	(注)1	可決 (99.86)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。